龍谷大学所蔵の西域文書と唐代の均田制

楊

聯

陞

る。 氏は「通」(報告) 関する論文はなかなかの力作であるが、しかし、疑問の点もある。例えば、西村氏は一請求の拒否の判語を認可として誤解し、 上の用例が多くある。この事は中国文化が久しい連続性あることを示す一例である。周藤吉之・西嶋定生・西村元佑三氏の均田制に と出版の業績の偉大さに言及した。 均田制が敦煌より遠く吐魯番にも施行された事は、中国政教が遠く及んだことを物語る。均の概念については、古くから制度史 一九六二年七月五日、 の漢字を逋として誤釈し、周藤氏は佃人奴集聚の奴は奴隷の奴であると誤解(奴は姓)しているごときこれである。 龍大の講演のテキスト。龍大所蔵の西域文書の重要性について述べ、併せて西域文化研究会の研究 西域は中国文化と中央アジア文化の交流混合の所(例、 銅銭と銀銭の併用、 居民の胡風姓名)であ

会経済資料(『西域文化研究』第三)と云う貴重な出版物の抽意谷大学所蔵の西域文書を見せてもらいました。西域文書を見たことは、今度が始めてではありません。十年位前、を見たことは、今度が始めてではありません。十年位前、を見たことは、今度が始めてではありません。十年位前、各二週間位調べましたことがあるからです。しかし、こん各二週間位調べましたとがあるからです。しかし、こん各二週間位調べましたとがあるからです。しかし、この後によりました。西域文書を経済資料(『西域文書を読みました時、 野ばい 大変感心 (国域文書を見せてもらいました。西域文書を経済資料(『西域文化研究』第三)と云う貴重な出版物の抽色経済資料(『西域文化研究』第三)と云う貴重な出版物の抽色経済資料(『西域文化研究』第三)と云う貴重な出版物の抽色経済資料(『西域文化研究』第三と云う貴重な出版物の抽色経済資料(『西域文化研究』第三と云う貴重な出版物の抽色経済資料(『西域文化研究』第三と云う貴重な出版物の抽色など、

読みまして、 書を中心として---」の三篇です。 吐魯番における均田制の意義: 書・退田文書を中心として――」と、 書の研究 する論文は三篇あります。 印本を何冊もいただきました。この中、 「吐魯番出土文書より見たる均田制の施行状態 いろいろの有用なことを学びました。 唐代前期の佃人制 即ち、 ——大谷探検隊将来、 ---」と、西嶋定生教授の 周藤吉之教授の この三篇の論文を早く 西村元佑氏の 唐代の均 田制に 佃 欠田文 給田文 「唐代 人文 関

文書の解読と解釈については、

なお疑問のある所もありま

す。 でもありません。ただ二三の感想を述べるだけです。 今日の話は、 たので、充分研究出来なかつたのは残念です。ですから、 りませんし、また三人の学者の論文についての重要な批評 の文学部で毎週四回の講義を行なつて暇がありませんでし 自分でもらすこし研究したかつたのですが、 竜谷大学所蔵の西域文書の詳細な紹介でもあ 京都大学

された佃人文書・給田文書・退田文書・欠田文書には前 して行なつた均田 でに発表された文書はすくなくありませんが、こんど発表 て居られることです。 であること、 第 一の感想は、 西域文化研究会の皆様が非常に真剣に研究し 無論、 制 に関する研究により、 例えば、 との西域文書が非常に重要な史料 この新らしい資料をよく利 唐代の均田制について、 吾吾の知識は大 **-**j-崩

未知の資料が沢山あります。 躍進をしました

以前 不明でありました。 その一例を挙げれば、 に発表された文書にもありますが、 フラ ンスの 「常田」と「部田」と云う言葉は Collège de その意味は、 France

やや 0 la 故

Maspero 教授が、

その

Les

documents chinois

de

Studies & Maspero 自分で満足できる解釈がありませんでした。 釈には納得できないことを指摘しました。 trale, 1953 に、「常田」という言葉を注意しました。 troisième expédition de Sir Aurel Stein en Asie 「常住田」です。 Maspero 教授の仮説的な解釈によれば、 私は 教授の本を批評紹介した時、 Harvard Journal しかし、 of 常田は寺院 私に その Asiatic しか は 解

0 Ļ

到達しました。 は沢山あります。 竜谷大学所蔵の文書の中に、 西村さんの研究によつて、 「常田」と「部田 以下の結論 0 用 K 例

のように年々土地をかえねばならず、 かして、 土地が痩せているか、 る土地が常田であり、これに対し、 あるが、常田という文字からみて、 給されたという推定が下だされる。 に比して土地が多く、また劣等で、 しか給与されなかつたものであり、 土地がすくなく、また良質の土地で、給与面においても少額 以上、七箇条の事実から帰納すると、 作物の連作ができない等の劣等であつたとおもわれ あるいは、土質に何等かの制約がある 恒常的作物の栽培のでき 部田は下等なものは易田 そして、これは推測では 給与面においても多く支 これに対し、 それほどでなくとも、 常田は部 部田 田に比して 山は常田

る。 の関係ある語ではないか、 る田種であるから、 体、 常田 ・部田は桃・ 作物の種類または土地の立地条件などと という推測も一応できないことは 棗・薄田等と並列して記載され

されないと思います。 説は納得しがたいようです。 しかし、教授の新説によれば、この吐魯番文書は均田文書 思います。その外、 ではなく、 以上の西村さんの論断は、 「倍田」の意味であるという傾聴すべき高説があります。 全部、 屯田文書であるということですが、 宮崎市定教授には、 大体、正鵠を得た解釈であると 教授自身も、 部田は北朝以来の との新説に固執 との

すべきことであると思います。 物語つて居ます。 げられたことは、 最近約十年来のことです。 とですが、この文書を大規模に整理研究し始めたことは、 大谷探検隊の唐代吐魯番古文書の将来は、 との学術に努力する精神は、大いに感服 研究者の皆様の努力の結果であることを この短い期間に顕著な業績を挙 数十年前のと

ました。

ح

非常に注意すべき力作です。零細な文書の綴合と解読から 唐代の均田制について、以上挙げた三篇の論文は、 みな

> 始まり、 びそれらの図表の作製、 域文化研究会以外の学者が、このような研究報告を貰い 土地関係資料の転写と、 みな慎重に行なつております。 パ 1 セン ŀ の計算、 およ 西

して、

大変嬉しく感謝を致して居ります。

Maspero 中国の銅銭と中央アジアの銀銭とが併用されたことです。 す。この点についての一つの証拠は、 る所ではなく、 りも更に遠い辺地です。この区域は、 の吐魯番は、 の事実は文献にも考古資料にも証拠があります。 第二の感想は、 教授の本を紹介する時、 西州の高昌県付近一帯でして、有名な敦煌よ 中国文化と中央アジア文化の交流の地帯 唐代の政令が遠く及んだことです。 すでにその点を指摘し 中国の文化だけがあ 唐代に、 この地帯で、 私は、 唐代 で

ります。 曹・何・康など、 就返(返)・勤帝忿という者があります。 伏帝忿・伏啻忿・伏啻(牽)忿・伏帝番・伏帝逐(返)・排 その外、 例えば、 人の姓名から、 みな中央アジアの著姓です。 西域文書によく見える姓の安・史・石 この文化の交流混合する事も分 みな、 中央アジア 人名にも、

30

書に、 ٤ から、 は唐の武后の時ですから、 因みに、 0 石 阿禄山・安思明・羅思明・宋思明という姓名があります 阿犖山 ある言語を用いる人の名とその音訳と思います。 安阿禄山という名がみえて居ます。 唐代の安史の乱の安禄山と史思明を思い起させます。 安禄山事蹟などの史書によると、 ・阿禄山でした。 有名な安禄山より古い人です。 竜谷大学所蔵の二三六八号文 この文書の時代 禄山の名は、 なお

あります。 0 達郎教授 書によると北 (西魏大統十三年 にも相当な程度に施行された事については、 屯 北 L 田制と、 魏 カュ の均 が、 その点について、 均 田制は、 東洋学報に発表した、 一魏から唐代までの制度です。 公田を貧民に賦与する制度とは H P 制は、 D. 547) 西晋の占田制と課田 唐代だけの制度ではありません。 によつてよく証明しました。 学者の中に議論があります。 ス タイン六一三号文書 制 この制度が北 乃至漢代から 数年前、 みな関係 Ш 史 かゞ 本 朝

ちよつと複雑な問題ですから、

ここでは触れません。

しか

し、 たようです。 重要な「均」という観念は、 二 論語· 季氏篇』に 孔子の は 時代にもう流行

故有国有家者、 不患寡而患不均、 不 患貧而患不安。

であつたという説 とあります。 不患寡而患不安、 このテキストはもと、 がありますが、 不患貧而患不均 今の テキ

ス ŀ

をそのまま

読んでも意味ははつきりすると思います。

租税 するためのものです。 用の負担を平均させるための、 あります。 条算術』を調べるとわ あります。 中国の制度史、 (粟米之征)と労役 均輸・平準法は一連の制度ですが、 例えば、 法制中に、「均」の言葉がある制度は沢 この点については かります。 漢代には、 (力役之征) また平準法は、 有名な均輸法、 を徴する時、 『塩鉄論』 均 物 価 輪はもと、 ΣĮŽ 運 と「九 を平定 準 輸 法 0 費 か

資料によつて充分に証明されたと思います。

班

田収授制を相当な程度に真剣に施行したことは、

ح

0)

新

11

このような中国文化と中央アジア文化の交流する辺地に、

とあるように、すでに漢代の文献に見えております。 した。均田という言葉も『漢書』巻八十六王嘉伝 その外、 唐代中葉以来 詔書罷苑、 王莽の時代に五均とい 而以賜 一均 田」という言葉が 賢二千余頃、 う物価平定制度があ 均田之制、 やはり使われま 従此堕 りま 擙

31 (671)

ます。 の制度と、 ますから、 意味だけです。 すが、例えば、 均の概念と制度とは中国政治経済において、古くか との用法は本来の均田の意味ではないでしよう。 「均貧富」という均産一揆のスローガンがあり 無論、「均税」・「均役」・「均徭」・「均工夫」等 均田の制度は、 元稹の「同州奏均田」の均田は「均税」の もう破壊してしまつて居り

最後に、 西域文書の解説と解釈に関する疑問の二三点を ら永く継続している好例と思います。

西域文書の給田文書には

挙げます。

某某 元

その論断が正しいことは、 教授の研究によつて、その「元」は、県令の名前の「元憲」 と読みました。しかし、この読み方は誤りです。 の例は沢山あります。その「元」の字を、周藤教授が「訖」 調べるとすぐ解ります。退田文書の紙書の紙表の押縫に、 の略です。文書の中の「給某某元」は全部県令の筆跡です。 **「元」の署名もあります。ここに、周藤教授の「訖」・「人」** 県令の元憲の、 その外の判語を 内藤乾吉

> との読み方は、 「元」の字は、 給田文書と欠田文書との紙背の押縫にも見 無論誤りです。 内藤教授が指摘した通り、

退田文書には

しかし、

えます。

会先給某某訖

ち、 ると思います。 ような署名があります。この両方の「泰」は、 某某元」の判語の右下方に、 と云う朱筆の署名があります。 「会先給某某訖」「先給某某」の記事の下に、「泰」や「雲」 前に田を給した意味でしよう。 ですから、毎年十一月から十二月までの正常の給田日期の 意味は、よくわかりませんが、 多分、「算会」「計会」、即 ません。「先給」は「さきに給する」の意味です。「会」の という朱筆の文字があります。 年末、或いは他の一定の終りの会計を指すと思います。 「泰」と「天」と「雲」は県令を助ける人 朱筆の「泰」と「天」と云う 退田文書には、 給田文書にも、墨筆の「給 この「訖」は誤りではあり 同一人であ そのような

員(丞、尉、主簿などか)であると推定すべきです。

〇号文書に

冬初給受。令式

昭然。非……

と云う人が廃渠道の地を康大智の戸の口分田として貰う請 とあります。それも元憲の判語です。 その判語は、

康大智

(牒) に対する判語です。西村さんの解釈によれば、次

のようです。

であろう)。と認可したものと考えられる。 事項が律令格式に準拠したもので、昭然として[____非らず… (その判語は) 県の係官によつてかかれたもので、右の記載 (おそらく記載事項に過誤のないことをここにのべたもの

ります。 その県の係官が、県令自身であることは、今やはつきと分

日はありませんが、多分、冬初ではないと思います。です 指的処所、不得狭郷給。」を参照するとよろしい。)この文書の月 西村さんがもう引用した唐代の開元二十五年令、「諸応賜人田、非 ならない)のようなテキストであつたと思います。(例えば、 般の文書の用例によつて、「非……不得……」(なければ その判語の「非」以下のテキストは今はありませんが、

請求を拒否したと思います。

から県令が普通の授与の時でないという理由によつてその

参照すべき一例は、四八七七号文書の判語です。 開元廿七年□月 目文林郎守柳中県丞勍摂令呉□海□

甚多。格式須遊 |未可為徴

諸如此色。其例

仍付司口

これも、 た例と思います。 県令(ここでは摂県令)が、 なにかの請求を拒否し

まだ誤読の一例を挙げれば、二九一三号文書に

右件地具阿塠等地先逋状入……

思います。「通」は「報告」の意味です。三〇〇八号文書 に「具通如前謹牒」とか、或いは、 というテキストがあります。ここの逋は通の誤読であると 四九一〇号文書に「但

当郷所通欠地丁、 「佃人奴集聚」の解釈の問題です。周藤教授の論文に、 解釈の誤りの一例は、二八四五号文書に、二回現わ 並皆拠実」という史料があります。 ñ

の「奴」を「奴隷」「奴婢」の「奴」として、この「奴集

(673)33

「〔官田でも〕 百姓の田でも、 奴隷が佃人として小作してい

という結論に到達しました。

ありますから、ここの「奴集聚」はやはり一人の姓名であ しかし、普通の場合には「佃人」の下に、佃人の姓名が

参考書を調べるとすぐ解ります。その外、一二二九号文書 ると思います。「奴」は姓である事は、辞源などの普通の

に、柳中県界の「一段壱畝」の薄田の四至を

西「奴典保」 南至道 北至道

として居りますから、この奴典保も「奴」という姓の人で

でしよう。

しよう。受田者として、奴典保は奴隷である可能性は少い

トがあります。周藤教授は、これを「康守相の奴□総」と 二三七四号文書に「佃人康守相奴□総」のようなテキス

読みました。しかし、この文書の写真を見ると、その「奴」

の字はやや不明ですから、ここでは、暫く論じないことに

します。

発見田土文書の性質について」――「敦煌吐魯番社会経済資料」 奴が姓であることについては、すでに宮崎教授「トルファン

(上)を説む――(『史林』四三、三)に見えている。

34 (674)

Field System in the Nara 奈良 and Heian 平安 Era

by Yasuo Izumiya

This article treats the institutional transition of field from the Nara 奈良 to the Heian 平安 era. According to the former opinion on the field, the direct collection of field is said to begin at the tenth or eleventh century. But it is wrong. In land field, or the field where corn was cultivated, the rent had already been collected from 719 (or the 3rd year of $Y\hat{o}r\hat{o}$ 養老). Since the ten century, the rent became collected from other kind of field. Change of the right of private property to field was not pointed by the former studies, but this article offers the important change in it. The right of private property of field under the $Ritsury\hat{o}$ 律令 system was authorized under the great and powerful state authority but this state authority disappeared since the eleventh century. Though in this article the sphere of research is limited to the institutional side, we cannot discuss the formation of feudal land hold in our country without this side.

The *Ryukoku* University Collection of Chinese Documents from the Western Regions and the Equal Field System of the *T'ang* 唐 Dynasty

by Lien-sheng Yang

This is the text of a lecture delivered at *Ryukoku* University on July 6, 1962. In the lecture, attention is called to the great importance of these documents and gratitude is expressed to the group of Japanese scholars who have been working industriously to arrange, study, and publish them. The documents indicate clearly that the Equal Field (*Chün T'ien* 均田) system was carried out to a certain extent even in the remote frontier area of *Turfan* when it was under *T'ang* jurisdiction. The Western Regions had a mixed culture, a fact that can be illustrated by the circulation

of Chinese copper coins and foreign silver coins side by side and by frequent occurance of Central Asiatic names among its residents. Remarks are also made on the ancient conceptioon of chün 均 or "equalization" and its influence on various institutions in Chinese history. It is a good example showing the continuous nature of Chinese culture and civilization. Finally, a few corrections are suggested for the extensive studies made by Sudō, Nishijima and Nishimura. A fragmentary document considered by Nishijima as a petition approved by the district authorities perhaps should be interpreted as a petition rejected by the magistrate. A character t'ung 通 (meaning "a report, to report") was misread by Nishijima as p'u 逋 ("to own in arrears"). Sudō's theory that the words tien-ien Nu Chi-chu 個人奴集聚 meant "tenant, slave (named) Chi-chu" is probably mistaken. It seems to mean "cultivator, Nu Chi-chu," with Nu as the person's surname. The person was probably a freeman and not a slave.

The Kholop Decrees in the End of the 16th Century and the Kabal'ny Kholop

by Jūro Ishidoya

In the 16th century Russia prevailed *sluzhilaya kabala* as a form of temporary loan de jure. The boyar-creditor endeavoured to secure labor power by this debt bond rather than by old type of kholopstvo. The decrees of 1586 and 1597 instructed much about the sluzhilaya kabala and its registration. Particularly the decree of 1597 made an epoch in the history of Russian kholopstvo. The author tried not only to examine the articles of this decree, but to analyze the registers before and after 1597. The decree deprived the debtor the right to return kabala money and to remove from his creditor, and thus transformed him into *kabal'ny kholop*. Only the death of his creditor-lord emancipated him. But some bereaved families did not desire to emancipate the kabal'ny kholops. The decree of 1597 held in check the appearance of the